

(記載例)

不様 1

令和〇年〇月〇日

申立日を記入してください。

宮崎県労働委員会会長 殿

名称 九州福祉労働組合宮崎支部
申立人
代表者職氏名 執行委員長 宮崎太郎

代理人による申立てはできません。

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第2号、第3号違反について労働委員会規則第32条の規定により、下記のとおり申し立てます。

労働組合法第7条の何号に違反しているのかを記入してください。

記

1 申立人

住 所 宮崎市橘通東〇丁目〇番〇号
名 称 九州福祉労働組合宮崎支部
(電話番号0985-××-××××)
代表者職氏名 執行委員長 宮崎 太郎

2 被申立人

住 所 宮崎市橘通東〇丁目〇番〇号
名 称 社会福祉法人日向灘
(電話番号0985-××-××××)
代表者職氏名 理事長 海野 一郎

3 請求する救済の内容

別紙のとおり

4 不当労働行為を構成する具体的事実

別紙のとおり

(別紙)

3 請求する救済の内容

- (1) 被申立人社会福祉法人日向灘（以下「法人」という。）は、申立人九州福祉労働組合宮崎支部（以下「組合」という。）が平成29年5月12日付けで申し入れた平成29年夏季一時金（以下「本件一時金」という。）に関する団体交渉に誠実に応じなければならぬ。
- (2) 法人は、本件一時金に関する組合との団体交渉を尽くすことなく、本件一時金を一方的に支給するなどして、組合の活動に支配介入してはならない。

請求する救済の内容を具体的に記載してください。

4 不当労働行為を構成する具体的事実

(1) 当事者等

ア 組合は、介護、福祉業に従事する労働者などで組織する申立外九州福祉労働組合の地方組織であり、肩書地に事務所を置き、申立て時点での組合員数は70名である。法人には、組合の下部組織として平成29年4月17日に結成された日向灘分会（以下「分会」という。）があり、申立て時点での分会員数は2名である。

イ 法人は、肩書地において居住型高齢者介護施設として、高齢者の介護、リハビリ指導等を業としており、申立て時点での従業員数は61名である。

不当労働行為の当事者について、申立人労働組合の結成日や組合員数等、被申立人の設立日や事業内容、従業員数、資本金等について、分かる範囲で記載してください。

(2) 本件一時金交渉

ア 平成29年5月12日、組合は法人に対し、本件一時金に関する団体交渉の開催を申し入れ、5月26日に団体交渉を開催することになった。

イ 5月26日午後8時から9時まで、法人の会議室で、本件一時金に係る第1回団体交渉が開催され、分会からは分会長甲野二郎（以下「甲野分会長」という。）ほか組合員1名、法人からは総務部長乙川三郎（以下「乙川総務部長」という。）ほか1名が出席した。組合から法人に対し、本件一時金要求書を提出し、現状0.5か月分から1.0か月分に増額支給することを求めた。これに対し、法人は、施設利用者数の減少に伴い、収益が減少しており、増額支給は困難であると答えた。

ウ 6月3日午後8時から9時30分まで、法人の応接室で、本件一時金に係る第2回団体交渉が開催され、前回と同じ者が出席した。分会は、一時金の支給額がここ数年間据え置かれており、1.0か月分支給は譲れないとして増額支給を求めた。これに対し、法人は、今後も施設利用者数の減少が見込まれており、今年度は赤字決算のおそれもある旨説明した上、現状での

労働組合法第7条に違反する事実を、時系列に沿って具体的に記載してください。

記載すべき事実については、後述の【参考】を参考にしてください。

増額支給はやはり困難であると回答した。分会と法人は、次回交渉を6月10日に行うことを約束して団体交渉を終えた。

エ 甲野分会長は、乙川総務部長に対し、6月5日、次回交渉には組合役員らも出席する旨通告した。

オ 法人の夏季一時金支給日は、例年6月30日であったが、組合同席の団体交渉の開催を回避したいと考えた法人は、6月9日、従業員に対し、本件一時金として0.5か月分を、口座振込みにより一方的に支給した。甲野分会長は、乙川総務部長に対し、同日午前11時ごろ、団体交渉継続中の一方的な一時金支給であり、信義に反するとして強く抗議したが、同総務部長は、法人として十分に検討し決定したことなので、これ以上交渉の余地はない旨述べ、団体交渉を拒否した。

(3) まとめ

以上のとおり、法人が、平成29年6月10日に次回団体交渉の開催を約束しておきながら、6月9日に本件一時金を一方的に支給したことは、十分に団体交渉を尽くすことなく、本件一時金の法人提示額を組合に押し付けたものであって、団体交渉による合意形成を回避し、組合を無視ないし軽視したものであるから、団体交渉に際して不誠実な対応であるとともに、組合の活動に対する支配介入であるといえる。

よって、これら一連の法人の対応は労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為である。

以上

(注) この記載例の記載内容は、全て架空の事案であり、登場する個人名・団体名も実在のものではありません。

【参考】

○第1号違反の場合に記載すべき事実

- ・ 不利益取扱いを受けた組合員の被申立人での経歴や組合での活動歴
- ・ 不利益取扱いまでの事実経過
- ・ 不利益取扱いの内容や時期
- ・ 被申立人が主張する不利益取扱いの理由
- ・ 被申立人が主張する不利益取扱いの理由に対する反論（不利益取扱いの真の理由が組合員であることなどであると考えられる理由やそのことを推認させる具体的事実）

○第2号違反の場合に記載すべき事実

①団体交渉拒否の場合

- ・ 団体交渉を申し入れた年月日・交渉事項
- ・ 被申立人が団体交渉を拒否するまでの事実経過
- ・ 被申立人が団体交渉を拒否した年月日・理由

②不誠実団体交渉の場合

- ・ 団体交渉を申し入れた年月日・交渉事項
- ・ 各回団体交渉の出席者、発言者と発言内容、交渉時間、場所等
- ・ 団体交渉全体の経過
- ・ 被申立人のどのような交渉態度が不誠実であると考えられるか

○第3号違反の場合に記載すべき事実

- ・ 被申立人の労働組合の結成・運営への支配介入行為（いつ、誰が、どこで、誰に、どうしたか）
- ・ 支配介入行為が組合嫌悪に基づくものであると推認させる具体的な事実

○第4号違反の場合に記載すべき事実

- ・ 不利益取扱いを受けた組合員の被申立人での経歴や組合での活動歴
- ・ 不利益取扱いまでの事実経過
- ・ 不利益取扱いの内容や時期
- ・ 被申立人が主張する不利益取扱いの理由
- ・ 被申立人が主張する不利益取扱いの理由に対する反論（不利益取扱いの真の理由が労働委員会の手続に参加したことであると考えられる理由やそのことを推認させる具体的事実）